

## 審議会等の議事概要（兼会議録）

令和2年度 第1回岐阜市国民健康保険運営協議会							
開催日時	令和2年8月11日（火）～令和2年8月20日（木） 書面審議により実施。 ※委員からの「書面表決書」を会長並びに副会長及び事務局職員で確認						
議題	議案第1号 令和元年度 岐阜市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて						
出席委員 （書面表決書提出者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古田 修委員（会長 弁護士）</li> <li>・大野 一生委員（岐阜市議会議長）</li> <li>・松原 和生委員（岐阜市議会厚生委員長）</li> <li>・本田 順一委員（岐阜市民生委員・児童委員協議会理事）</li> <li>・岡田 俊道委員（岐阜市福祉事務所嘱託医）</li> <li>・島塚 英之委員（副会長 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会常務理事）</li> <li>・広瀬 洋委員（岐阜市医師会会長）</li> <li>・足立 佳代子委員（岐阜市医師会理事）</li> <li>・服部 順子委員（岐阜市医師会医師）</li> <li>・山田 武志委員（岐阜市歯科医師会会長）</li> <li>・青木 雅敏委員（岐阜市歯科医師会専務理事）</li> <li>・大橋 哲也委員（岐阜市薬剤師会会長）</li> <li>・横山 克徳委員（岩自治会連合会長）</li> <li>・田村 忠幸委員（茜部自治会連合会長）</li> <li>・河野 美佐子委員（岐阜市生活学校 代表）</li> <li>・角田 典子委員（岐阜北青色申告会 青年部理事）</li> <li>・中山 正美委員（公募）</li> <li>・石原 洋三委員（公募）</li> <li>・名知 清仁委員（全国健康保険協会岐阜支部長）</li> </ul>						
公開の可否	公開						
会議内容	<p>【会長並びに副会長及び事務局職員による確認結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年度 第1回岐阜市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」）の実施方法 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面による審議により実施。</li> <li>2 協議会の定足数 書面表決書を提出した委員：19人（定数：19人） ※委員定数の過半数を満たしているため、岐阜市国民健康保険条例施行規則第4条第4項の規定により本協議会は成立。</li> <li>3 表決の結果 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">書面表決書を提出した委員の人数</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">19人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">「承認」と回答した委員の人数</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">19人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">「不承認」と回答した委員の人数</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0人</td> </tr> </table> </li> <li>4 署名委員 （公益代表）島塚 英之委員（保険医又は保険薬剤師代表）青木 雅敏委員</li> <li>5 委員からの意見・質問 別紙のとおり</li> </ol>	書面表決書を提出した委員の人数	19人	「承認」と回答した委員の人数	19人	「不承認」と回答した委員の人数	0人
書面表決書を提出した委員の人数	19人						
「承認」と回答した委員の人数	19人						
「不承認」と回答した委員の人数	0人						
事務局 （担当課）	岐阜市 市民生活部 国保・年金課 TEL：058-265-4141（内線2262、2263） FAX：058-267-5087 E-mail：kokuho@city.gifu.gifu.jp						

(別紙)

令和2年度 岐阜市国民健康保険運営協議会（書面審議）における ご意見等

1 ご質問

委員名	ご質問	回答
足立佳代子委員	(資料8ページ) 特定保健指導未利用者への家庭訪問や重症化対策について 最近の訪問について、コロナの影響で、保健師さんの数は足りているのか。また、訪問を拒まれているのではないかと。	特定保健指導は、9月から開始いたします。 コロナの影響により、特定保健指導の訪問や重症化対策を行う保健師の不足が想定されます。 また、訪問に際し、感染防止対策を講じても、訪問を拒否されることも考えられます。 そのため、メタボなどにより特定保健指導を利用していない方には、原則、電話で保健指導を案内します。 また、重症化対策として、糖尿病などの疑いがあり医療機関を受診されていない方には、文書通知にて受診勧奨を行う予定としております。
	(資料9ページ) 国民健康保険傷病手当金について 支給には、感染が疑われた方にも、医師の診断書が必要か。もし、そうならば、医師にも周知が必要かも知れません。	国の通知により、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ医療機関を受診していない場合は、療養のために勤務できなかった期間について事業主の客観的な証明があれば、医師の診断書は不要としております。
中山正美委員	何故、国民健康保険料の納付義務者が世帯主となっているのか教えてください。 世帯主が75歳になると、国民健康保険料と後期高齢者保険料の2重払いとなることについては、どう納得すればいいのか判らない。	国民健康保険料の納付義務者については、国民健康保険法76条に、「市町村は、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない」とされております。 これは、被保険者の中には、未成年者や意思能力を欠く者、無所得者等がいるため、主として世帯の生計維持者である世帯主にその義務を課しているものです。 また、世帯主が74歳に到達するまでは、ご自分の分も含めて世帯の国保加入者全員の国民健康保険料を納めて頂いておりますが、75歳に到達すると、加入する医療保険制度が切り替わり、ご自分の分は後期高齢者保険料、その他の国保加入者の分は国民健康保険料となります。

2 ご意見・ご要望

委員名	ご意見・ご要望
名知清仁委員	協会けんぽは、医療費適正化への取組を岐阜市様と共同で推進したいと考えています。 例えば ・柔道整復師問題 ・時間外受診の削減 ・ジェネリックの推進（特に薬科大学附属薬局）など
石原洋三委員	「国民健康保険必携2020」をありがとうございました。 再度、国保制度の重要性を感じております。